

平成24年度包括外部監査結果報告書 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署 （所管課）	措置状況・理由	対応 区分
P 6 3	1 学校給食運営事業 (2) 未納者に対する法的手段について 未納者に対する法的手段も検討すべきである。	<p>給食費の滞納額が多い場合や支払能力があるにもかかわらず、合理的な理由なく給食費を支払わない場合などの一定の悪質な事案の場合には、<u>法的手段（支払督促、少額訴訟、通常訴訟など）を用いることを検討すべきである。</u>担任の先生に過度な負担を強いることなく債権回収の実を<u>挙げるために、回収事務における学校の役割は悪質な債務者を抽出するまでとし、その後の「支払督促」等の法的手続きは教育委員会が行うこととする等、役割分担を検討する必要がある。</u>さらに、<u>法的手段を実行するにあたっての費用負担についても、法律関係を明確にしておかなければ、各学校としては給食費の運営費会計やPTA会計からその費用を捻出せざるをえず、保護者や生徒への負担となる恐れがある。</u></p>	保健体育課	<p>現在、各学校において、児童福祉法に基づく学校給食費未納分の児童手当からの徴収の利用が進み、利用件数及び年間徴収額も増え、未納対策として一定の効果を上げています。悪質な事案については、支払督促などの法的手段を用いることを検討している学校もあります。</p> <p>本市では、法的手段を実行する場合は、校長が申立人となり、費用については各学校で捻出せざるを得ないと考えておりますが、教育委員会としても法的手続きに関する相談への対応など、学校の支援を行っていきたいと考えております。</p> <p>また、学校給食費の徴収・管理業務による学級担任への負担の軽減については、教育委員会からもアドバイスを行い、学級担任だけに負担が掛からないよう、校内の役割分担を工夫することで対応してまいります。</p>	措置済

（公表日：平成29年1月30日 通知日：平成28年12月28日倉市教教企第90号）